

令和7年度第1回岩手県要保護児童対策地域協議会議事録

開催日時：令和7年8月29日（金）10時00分～11時45分

開催場所：トーサイクラシックホール岩手 第2会議室

出席委員：米田ハツエ	岩手県民生委員児童委員協議会
稲田泰文	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会
佐藤 孝	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・児童福祉施設協議会
山影光子	岩手県里親会
青木修治	一般社団法人岩手県歯科医師会
山家健仁	岩手医科大学附属病院
猿舘睦子	岩手県保健師長会
佐藤 修	岩手県小学校長会
加藤源広	特定非営利活動法人もりおかユースポート
櫻幸恵	一般社団法人ふたば
須山通治	岩手弁護士会
古橋 綾	国立大学法人岩手大学教育学部
菊池陽子	岩手県教育委員会事務局学校教育室
水沼正彦	岩手県警察本部生活安全部人身安全少年課
中軽米奈美子	岩手県福祉総合相談センター
小原奈恵	岩手県一関児童相談所
長谷川寿子	岩手県宮古児童相談所
前川貴美子	岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

1 開 会

2 保健福祉部長あいさつ

令和7年度岩手県要保護児童対策地域協議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日は、大変お忙しい中お集りいただき、誠にありがとうございます。

構成員の皆様におかれましては、日頃から、児童虐待防止をはじめ、本県の児童福祉の推進に御尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

皆様も御承知のとおり、「要保護児童対策地域協議会」、いわゆる要対協は、児童福祉法の規定のもと、児童虐待を受けた子どもを始め保護を要する児童等への適切な対応を行うため、関係機関等により構成することができるとされる協議会であり、県内全市町村で設置さ

れておりますが、県全体・広域視点から、県においても県要対協を設置し、全県的な状況・取組について情報共有・協議を行うこととしております。

児童虐待は、年々その対応件数が増加しており、昨年度の数値はまだ公表されていませんが、全国における令和5年度の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、22万5千件と過去最多を更新したほか、本県においても1,838件と増加の一途を辿り、依然として深刻な社会問題となっています。

こうした中、本県では、児童虐待を防止するため、本県独自の「岩手県児童虐待防止アクションプラン」を策定し、これに則り、関係機関が、適切な役割分担のもと、児童虐待防止の取組を進めてきましたが、今年度は、現行アクションプランの最終年度となることから、次期アクションプランを策定する年度となっています。

よって、今年度の県要対協は、この新たなアクションプラン策定に向け、関係機関の皆様から御意見を伺い、共に作り上げていく場としたいと考えており、本日の主要議題とさせて頂いているところです。

要対協は、関係機関の有する「情報共有」の機能、それぞれの役割分担の「共通理解」の機能、役割分担を通じてそれぞれの機関が「責任をもって関わることのできる仕組み」としての機能を有していますので、こうした点を御理解頂きながら、関係機関間の、一方通行でない、「横」のやりとりも期待しつつ、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

3 構成員紹介

4 会長及び副会長選出

会長には稲田泰文氏、副会長には米田ハツエ氏に決定

5 議事

- (1) 岩手県における児童虐待の状況
- (2) 「児童虐待アクションプラン」に関連する事業
- (3) 次期「児童虐待アクションプラン」の骨子案について

【構成員からの質問】

須山構成員

ヤングケアラーの定義は何歳までになっているのか。高校3年生が減っているのは、18歳以上がヤングケアラーの定義から外れているからか。

調整機関

要対協で把握している子どもを対象としているので、18 歳以下の子どもが調査の対象となっている。ただ、聞き取り内容から考えると、必ずしも 18 歳を超えている高校 3 年生が外れているわけではないと思う。

稲田会長

おそらく、年齢だけでは線が引けない世界というような趣旨の御発言かと思う。特にも受験が控えていると複雑な問題にもなる。あまり年齢に縛られない把握の仕方も重要なことも思っている。

古橋構成員

資料 2－1 の 1（2）母子保健活動の充実 ①（総合的な相談支援機能の充実）の子育て世代包括支援センターの設置状況について、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて 31 から 25 に減っている理由はなにか。

資料 2 の 4 つの柱の、4. 虐待の再発を防止するとした中で、今後の課題として「切れ目のない支援に取り組んでいく必要がある」とあるが、現在進めている具体的な取組みはあるのか。

調整機関

資料 2－1 については、子育て世代包括支援センターは令和 6 年度から、子ども家庭センターに移行している市町村が多くあり、この記載だと減っているように見えるが、本来であれば児童福祉と母子保健の機能を併せ持つ子ども家庭センターに移行しているもので、実際には減っているものではないもの。

自立支援の取組については、もりおかユースポートさんを中心に、自立後の進路は様々であるが、その過程でどういう支援が必要なのか、また貸付などの支援が必要な場合はその手続きの支援を行い、一人一人の生活に合わせたプランを作成する支援を行っている。

【各構成機関からの現状説明】

児童福祉施設協議会副会長 松尾様（予期せぬ妊娠についての取組）

にんしん SOS いわては令和 5 年に開設し、今年度で 4 年目となる。新規相談数は 7 月で 300 件を超え、昨年度末から始めた LINE 相談等を含め前年以上の相談を受けている。

今までに居室利用は 4 件あり、同行支援は生活支援を含め 80 件を超えている。また、これまでうちの窓口を通して、他機関と連携して生まれたお子さんが 7 名いる。非常に危険な状態の方もいたが、関係機関との連携により産婦人科で出産し、その後の支援にも繋がられている。

窓口の対応としては、電話と LINE 相談は毎週火曜、金曜、日曜の 15 時から 19 時まで。

メールでの相談は 24 時間 365 日行っており、年末年始の緊急な相談も意外と多くなっている状況。

一時的な居場所の提供も行っており、相談してくる女性の多くは、精神疾患をお持ちの方や、虐待を受けた経験のある方、DV から逃げている方もいて、ケースによっては善友乳児院の一室を使って職員が 24 時間見守りをする場合もある。

今年度から、官民協働による困難を抱えた若年女性等支援事業を岩手県から受託し、原則として居場所の提供機関は 2 週間となっているが、産前から預かった場合には簡単に 2 週間を超えてしまうケースがあるので、その時には県と相談して随時更新するという形をとっている。利用料は原則無料。食事を希望する方には 1 食 290 円で昼食と夕食を提供。

若年層への周知が課題であるが、民生委員さんへの呼びかけや、県内の高校生にカードを配布し周知を図っている。また SNS も活用しインスタグラムでも周知を広めている。

市町村とも連携が深まってきており、居室利用についての相談が相次いでいる。まだ実施には至っていないが、今後も市町村の子ども家庭センターと連携し、居室利用の次の支援までつなげる形で対応していきたいと考えている。

中軽米構成員（福祉総合相談センターにおける親子再統合の取組みについて）

福祉総合相談センターとしては、施設入所、里親委託している子どもについて、家庭復帰を目指している子どもに対して、親子交流をして、目標を定めながら計画的に実施している。交流の状況をその都度、子どもや両親と振り返りながら段階的に進めている。

親子交流に加えて、場合によっては親の養育に対する対応の見直し、改善としてペアレントトレーニングなども取り入れている。ペアレントトレーニングに関しては、児童福祉司等が丁寧に必要性を説明して取組みを進めているところ。

親子関係の再構築という視点で、在宅で現に親子が生活している世帯ケースについても、ペアレントトレーニングを受けてもらい、虐待がある親子関係の見直しを行うプログラムも実施している。

小原構成員（一関児相における親子再統合について）

一関児相としては、家庭で面会が難しい場合は、施設と連携しながら施設の居室を借りて親子交流を進めている。

最近の難しい事例としては、母親が引き取りとして進めていたが、後から父親が出てきて、離婚調停中で両者が親権者となっていることで、それぞれからの同意がないと面会できないケースで時間を要したり、急に母親がいなくなったり、親子再統合の対応を進めていく中で色々な問題が発生し、計画どおりに進められないケースもあることもご理解いただければと思っている。

長谷川構成員（宮古児相における親子再統合について）

最近の事例としては、一時保護した子どもを家庭に戻す際に、保護した子どもが家に帰らないと話し、両親が何度も訪問して面接し、繰り返し丁寧に説明するケースなどがあり、職員が苦慮しているものがある。

虐待通告があり家庭を訪問する中で、子育ての悩みで苦慮して、困りながら思わず手をあげてしまう事例もあり、ペアレントトレーニングを進めているところ。本来であれば複数の家庭が集まってグループ制でのペアレントトレーニングできることが理想だが、平日では仕事があり参加できない家庭が多いので、児童心理司が一家庭ずつ個別に対応している状況。

櫻構成員（子どもの権利擁護の取組みについて）

子どもアドボカシーについて昨年からは活動がはじまり、昨年は児相1箇所、児童養護施設1箇所だったが、今年からは全児童養護施設に訪問をしている。

7月1日現在、子どもアドボケイトは12名、学生の補助者2名で活動し、アドボケイト2名、補助者2名の計4名の体制で一時保護所や児童養護施設を訪問している。補助者に入っている医大生や岩大の教育学部、県大の社会福祉学部の学生もすべて専門講座を修了したうえで、一緒に活動しているもの。

実際の活動は、定期訪問と随時訪問があり、定期訪問は月に1回程度訪問、随時訪問は子どもからのリクエストに応じて対応している。

ただ、一般の相談支援と違うところは、子ども主導であること。子どもからリクエストがあつて我々が動くというところである。これが新しい取組として、機能してくれればいいなと願いながら子どもにあたっているところ。

先月から今月にかけて合計5件の随時訪問があり対応した。詳細内容は守秘義務があり伝えることはできないが、小学生が意見を表明して相手方に要望を出した事例もあった。

これまで子どもの意見を直接聞いてそれに応じて対応する仕組みがなかなかとれていなかったと思うが、我々が受託している子どもアドボカシーに責任を感じており、みなさんにも可能な限りその活動状況を発信し、周知のための研修会もしていきたいと思っている。

加藤構成員（ヤングケアラー相談窓口の状況について）

もりおかユースポートは、岩手県からヤングケアラーの相談支援事業と社会的養護の自立支援事業の委託を受けて実施している。

社会的養護自立支援事業は、基本的には、高校を卒業して施設を出た人や、里親委託が解除になった後の支援をするものだが、卒業したからといってこちらが急に支援しますと言ってもスムーズに進むものではないので事前に、施設に在籍の間や、里親委託されている家庭に訪問して、繋がりを作ってその後の生活支援を行っている。

感じていることの一つとして、施設の子どもたちは、特に生活スキルが低い傾向がある。例えば役所や銀行の手続きができない、郵便物を開けて自分でアクションを起こすことな

ど、基本的なことができないことが多い。こういったところを施設在籍中にできたら自立後も苦労しないのではないかと感じているところ。

もともと虐待を受けて施設に入っている子どもは、虐待がベースで発達の偏りがあったり、もともとの気質に問題を抱えている方も多くいると感じる。そういったところで社会に出て働くことに問題を抱えてしまう子が多いと感じている。

ヤングケアラーの相談支援事業については相談窓口を設けたり、サロンを実施しているが苦戦している。県の方で県内の全ての中高生に支援カードを配ってもらい、周知の方は進んでいるが、意外とケアラー本人からの相談は少ない。ケアラー本人には情報は届いていると思うが、学校があつて家庭があつてその中でさらにケアをしていて、色々忙しいところで頑張っていて、相談するまでに一歩踏み出すというのが難しいのではないかと感じており、そこをどう解決していくかが今の課題である。

他県の成功事例を見ると、元々学習支援事業や生活困窮の事業で家庭訪問していた関係性があつたうえで、相談に繋がっているケースが多いようなので、関係機関との連携を深め、今後の展開を考えていきたい。

4. その他 （各構成員からの意見）

稲田構成員

保育施設等の職員に対する研修会の回数が、年々増えていることはありがたいこと。我々は子どもに近いところで仕事をしており虐待に気づきやすい立場にあるものの、実際のところ、虐待に携わるケースは少なく、いざ対応しなければならないとなった時に、経験がないのでどのように対応したらいいのか分からないというのが現実である。

虐待対応はタイトな時間の中での対応が大切になってくるので、そういう知識等を職員間で共有して備えておくことが大事だと思うので、引き続き研修機会の充実を図っていただきたい。

米田構成員

昨日、市の要対協があり様々な問題を抱えた家庭の話を聞いてきたが、やはりひとり親家庭のケースが上がってくることが多いと感じた。3歳の双子を育てる母子家庭のケースで、子ども達が暴れるので母親が手をあげてしまうという事例があつた。母親は仕事から疲れて帰ってきて、遊びたい子どもをフォローできていない。先ほど、櫻先生の話を聞いて、先生のところの誰かが入って、子ども達の遊び相手をしてくれたらこの家庭はすごく楽になるだろうと思った。こういう場で色々な支援を行っている団体の話を聞き、それぞれの家庭にあつた支援方法を考えるいい機会になっている。

精神疾患をお持ちの親さんや、子どもがいる家庭は苦労をされている。病院の先生方との連携が密にならないとどうにもならないかなと感じることもたくさんある。

民生委員として事故がないよう地域の見守りをするとともに、主任児童委員とも連携しながら見守り活動を実施していきたい。

山影構成員

里親は様々な問題を抱えた子どもの最終的な居場所であると考えている。そのためにも、各関係機関にお願いしたいことは、里親はただ子どもを養育する場ではない。子どもが抱えている問題は様々で、それぞれの子どもに対応できるような里親が必要になってくる。だがその知識を得る専門的な研修の機会が少ないように感じている。県で行っている研修だけでは足りない。虐待を受けた時の対応策、虐待を受けた子を引き受けた際の対応策のような専門的な研修の場を設けていただけないかと思っている。里親サロンでの意見も同じように出ている。子ども一人ひとりに対応できる、その子どもが必ず持っているトラウマに対する対応ができる里親でありたいと思っているので、研修の場を企画していただきたい。

青木構成員

歯科医師会では、毎年児童虐待防止研修会を開催し、専門科の先生からの講演をいただいている。ネグレクトを中心とした児童虐待に気づき、少しでも怪しいと思ったら通告することは認識している。しかし、学校検診で虫歯があると言われ、歯科に来る子どもはいいが、歯科に来ない家庭の方がネグレクトの可能性が高いと思い、そういった場合は学校の養護の先生に相談をしたりして対応している。

私は地区でヤングケアラーについての話を聞く機会があり、そこでヤングケアラーの発見については、子どものちょっとした変化に気が付くことが重要だというお話を聞いて、そこがとても難しいなと感じた。そこで今年度の研修はヤングケアラーについて歯科医師で学びを深めようと思っている。

山家構成員

大学病院には発達障害の子どもたちがよく来るが、虐待との関連性をいうと、実は発達障害をもつ養育者さんたちは、虐待予備軍と感じることが多い。そのくらい発達障害を持つお子さんの養育には苦慮されている。ついつい過剰に怒ってしまったり、手をあげてしまったこともよく聞く。困ってはいるものの、発達障害を持つ子どもの養育相談ができる場所が非常に少ないために、相談できずに悩んでいる養育者さんが多い。医師としては臨床の中で情報の提供はしているが、なかなかみんなが医療に繋がれるわけではないので、もう少し専門の窓口や専門科ができるといいと思っている。

一方で、養育者さんに相談窓口につながってほしいと思っていても、なかなか繋がってくれないという現状がある。その時に一番感じることは、養育者さんたち自身に傷つきがあるということ。虐待は連鎖するというのは有名な話だが、養育者さんが過去に虐待体験があったり、発達障害の子どもを育てていくなかで、養育者さんはものすごく傷ついていることが多

い。自分がそういう子を産んでしまったということで、すごく引け目を感じていらっしゃるお母さんもいる。そこで、関わる皆さんがトラウマインフォームの視点を持って、養育者さんや関係者を見ていくことがとても重要だと感じている。

最近教えていただいたことでの情報提供だが、お母さんのうつ病と、子どもの発達障害とくに ADHD の発生がかなり関係しているという報告がある。お母さんのうつ病対策などが、ADHD の発生を予防させる。子どもが ADHD になるとお母さんは養育が大変で、そこからまたうつ病になってしまったり、場合によっては虐待になるケースがある。また、お母さんがうつ病になれば、ほかのお子さんの養育もできなくなり、そこからヤングケアラーとかに関連していくというようなこともある。

そういう視点で見ても、お母さんのうつ病の治療やフォローをしていくことはすごく大切であるという報告があったのでみなさんに共有したものだ。

猿舘構成員

滝沢市の健康こども部子ども家庭センターが昨年度から設置された。設置してからの一年間は周知の期間だったと感じている。滝沢市の相談件数もだいぶ増えてきているが、母子保健の検診については、情報がすぐに入ってきて初動が早くできている感覚がある。

子育て世帯訪問支援事業についてなかなか取組ができなかったが、今年の8月から整えて、訪問できるようなところまで漕ぎつけているところ。

また今年は、ヤングケアラーの研修もしたいと考えていたのでよろしくお願いしたい。

佐藤構成員

子どもたちがたくさん関係機関の方のお世話になっていることを改めて感じた。学校教育の基本になるのは、命を守ることであり、今県内全ての子どもたちのウェルビーイングをキャッチフレーズに学校でも子どもたちの幸せを目指して教育をしている。

今日も学校で大変な事案があり、頭を抱えながらここへ来たが、そういうお子さんを専門に支援してくださっている関係機関の皆さんには、本当にありがたいなと敬意を表します。

私も日々、子どもの対応の判断に悩むようなこともあるが、さまざまな関係機関のみなさんに相談をさせていただいて、そこで安心して支援に繋がれることも多く、これからも遠慮なく連携させていただいて、子どもたちの命のため、幸せのためにご協力をお願いしたい。

虐待について、学校では把握しやすい場所でもあるので、通告することは少し勇気があることでもあるが、そこは必ずしっかりとやっていきたい。逆に、ヤングケアラーについては学校で把握しづらいところがあり、分かりづらい。そういったところでも、連携をしっかりとして対応していきたいと思っている。

須山構成員

子どもは虐待だけでなく、いろいろと悩みを抱えている。学校でいじめを受ける、親との

トラブル、両親間がトラブルになっている子、そういう孤立した18歳未満の子どもに、法律では弁護士へ無料で相談ができる仕組みがある。

来年の5月頃までには、民法が改正されることになっていて、今までは離婚をすればどちらかが親権を持つ単独親権だけであったものが、今後は共同で親権を行使できるようになる、共同親権も導入されることになり、どちらかを選択できるようになる。そうすると複雑な仕組みになっていくが、今まで以上に、父母間のトラブルが離婚後も続く可能性がでてきたり、あるいは父母間の精神的な意味での力関係で一方が支配されてしまい、その中で子どもが巻き込まれながら悩みを抱えてしまうこともありうる。そういった問題に対しても弁護士が相談を受けることができる。

もう一つは、離婚調停や訴訟や、面会交流についてどうするかなど、子どもの意見表明を権利として保証するとなると、親の離婚の調停手続きだけでも、こどもが利害関係者として参加できる制度がある。そういったときに子ども自身が自分で裁判所に行って書類を作ることはまず不可能なので、そこを弁護士が代理をする、子どもの手続き代理人として関与することができる。その場合の費用も、日弁連で出してくれる。

父母で親権者をめぐって争っているところに、子どもの意見を出すことで、うまく調整できたケースが現実にも多くあるので、そういう子どもの意見を積極的に活用していきたい。子どもの意見表明にもなるし、子どもの権利保障にも繋がっていくと思う。それは、父母間の離婚だけではなく、虐待されているときに子どもの方から極端なことを言えば、親権の停止とかもできるし、児童相談所の手続きの中でも子どもが意見を出したいときも、弁護士が代理人として意見を出すこともできる。その費用も保障されているもの。ぜひ、皆さんから子どもたちに伝えていただければと思う。

古橋構成員

みなさんのお話を聞いて大変参考になった。私は岩手に来て4年目になるが、ここへ来る前は東京にいて、家出をしている10代女の子たちの支援に関わっていたことがある。東横キッズが問題になる直前くらいまでそこで声掛けのアウトリーチをしていた。岩手に来て、そういった子どもはどこにいるのかなとか、そういう子どもへの支援をどうしているのかなと、気にかかっていたところだった。

実際、そういう子どもたちが、妊娠をして子どもを産むという流れもあるので、にんしんSOSや、その他の擁護者の方たちへの支援に重点を置かれている話が大変勉強になった。

擁護者の方たちへの支援がもう少し充実していく必要があるし、切れ目のない支援について質問させていただいたのは、18歳からの人生がまた大変だと思うので、そういう方たちに支援をしていく体制作りをしていければいいのかなと思った。

菊池構成員

学校現場の状況については先ほど佐藤構成員からお話がありましたが、学校現場におい

でも貧困や、発達障害などさまざまな支援を要する児童生徒の増加を感じている。県教育委員会ではすべての教育事務所にエリア型スクールソーシャルワーカーを配置しており、教育事務所にいる指導主事やスクールカウンセラーと連携することで教育相談体制の充実を図っている。

子どもを取り巻く環境に働きかける支援が必要な子どもを発見した場合には、学校内だけでは解決は難しいと思うので、スクールソーシャルワーカーや、学校外の関係機関と協力をして支援をしていくことが必要だということを、様々な場で紹介して、連携強化の取組を促している。

児童生徒からの相談窓口については、24 時間 SOS ダイアルというのを引き続き設置しており、相談窓口を記載したカードを県内すべての児童生徒に配布し、いつでも相談できる窓口があることを周知した。令和 6 年度は 240 件程度の相談があった。今後も学校内の相談体制の充実を図るとともに、相談ダイアルについても周知をしていきたい。

水沼構成員

警察から児相への通告件数が一番多いが、中でも心理的虐待が多くなっている。認知する経緯としては、夫婦喧嘩、もしくは夫婦喧嘩を聞いた第三者からの通報、まれに子どもたちからの電話もある。心理的虐待での通告をすることが多いが、子どもの目の前で夫婦喧嘩をする、暴力を振るうことが心理的虐待だということを親は知らない。虐待の定義について、社会に周知されていると思っていても、親たちは分かっていないことが多い。

警察は危険性の判断をして、長期のスパンで各家庭に電話をしてその後の様子を安心コールと称して継続して連絡をとっているが、面前 DV で通告された親の大半は、その後、子どもの前では喧嘩をしなくなる。大人に虐待の定義を周知していれば件数は減るのではないかと私は思っている。

年間 700 件ほど、児相に通告をしているが、今年はすでに上半期で 332 件の通告をしている。その中で事件にしなければならないものは 6 件あった。

周知を徹底して、今後も関係機関の皆様と協力して虐待を減らして、事件となれば警察が対応するかたちで変わらずやっていきたい。よろしくお願いします。

前川構成員

皆さんからいろいろな話を聞いて、私自身も改めて勉強になった。今年度、次期虐待防止アクションプランを作る年にはなっているが、改めてそのプランを作ることだけが目的ではなく、プランを作成する過程の中で皆さんと議論するプロセスが重要だと改めて感じた。やはり、単独の機関だけで支援するのは限界があるということは日頃から感じており、児相だけでも、市町村だけでも解決はできないと思うので、改めて本日お集まりの皆さんが各地域で連携をして取り組んでいくことで、子どもたちの権利も守られて、安全安心も守られるのかなと思った。

今年度、岩手県でも新しい取組を始めているところだが、新規事業としてもう一つご紹介したいのが、今年度から子ども子育て支援室に新たに特命課長を配置し、母子保健と児童福祉の一体的支援を行う、市町村の子ども家庭センターの設置の促進や、機能の強化というところの伴走支援の実施をしている。

私も、子ども子育て支援室に来る前は、健康国保課におり、健康予防等の仕事をしていたが、その時から予防が大事という話を保健師さん達としていて、昨年度、県内の統括保健師さんが集まる研修においても、改めて、保健師の皆さんと川上対策が大事だと、これからも母子保健にも力を入れて取り組んでいきたいという話をしたところだった。やはり、虐待が起こってからではなく、川上のところで支援していくことが非常に重要だと感じており、子ども家庭センターの機能の強化が一つ重要なポイントになるかと思うので、新しいプランにおいても手厚く盛り込んでいけたらと考えている。こういった取り組みが、にんしん SOS さんとの取組などとも繋がってくると思っている。

子どもの権利について、虐待から子どもたちを守る、子どもが声をあげられるように進めていくためには、須山構成員、櫻構成員からお話があったように、周りの大人がしっかり子どもの権利について理解していないと、子どもがいくら声をあげても、子どもの声が届かないのではないかと思う。子ども家庭庁の調査結果を見ても子どもの権利条約についてまだ名前を聞いたことがないという大人が半数近くだった。そういった状況で、子どもたちが権利を守りたいといっても、なかなか守れないという状況もあるので、虐待の防止にあわせて子どもの権利も一緒に進めていければいいなと改めて感じた。本日はどうもありがとうございました。

長谷川構成員

子どもの権利擁護関係の情報提供だが、宮古児童相談所ではモデル的に月 1 回、櫻構成員のところからアドボケイトさんに来てもらっている。一時保護されている子どもたちに、子どもの権利のについて分かりやすく説明するために、県立大学の 4 年生の学生さんに低学年の子どもたち向けに、楽しく子どもの権利を学ぶグッズを考えてもらった。すごろくやカードゲームを作ってもらい、とてもいいものが仕上がった。今後も活用して子どもたちに、楽しく子どもの権利について学ぶ機会を作っていきたいと思っていた。

櫻構成員

今の話に関連して、子ども向けのツールを作ってみたが、学生たちがどう権利を伝えるかという学びの中に、自分たちの権利に気づき、学び直しているようで、非常に良い経験をさせていただいた。子どもの権利は大人がしっかり対応していくことが必要だが、それと合わせて、生まれた瞬間から権利はあるので、それを子どもたちがどう知って、どう自分のものとして使っていけるかということが非常に大切になっていく。福祉の場面だけでなく、教育やさまざまな分野で連携しながら進めていくことが、重要なと長谷川構成員の話を聞いて

て思った。

6 閉 会